愛知県環境影響評価条例の対象事業の見直しについて

(答申案)

平成18年11月30日

愛知県環境審議会

はじめに

愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。)の施行以降、愛知県における環境影響評価制度は円滑に運用され実効を挙げてきたところであるが、「鉱物(鉱業法(昭和25年法律第289号)に規定する鉱物)の掘採の事業」(以下「鉱物掘採事業」という。)については、既に条例で対象となっている「土石の採取の事業」(以下「土石採取事業」という。)と環境影響に関して類似の開発事業であり、また大規模な事業計画が想定される。

このため、知事から平成18年9月に条例の対象事業に「鉱物掘採事業」を追加することについて諮問がなされたのを受け、その追加の必要性、対象事業の規模等について本答申をとりまとめたものである。

県においては、環境影響評価に係る制度を一層充実させるために、 本答申に則して、速やかに条例等を改正するのが適当である。

1 環境影響評価条例の実施状況

県においては、平成10年7月に環境審議会から「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」の答申を受け、同年12月に条例を公布し、平成11年6月から全面施行している。

条例では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として、環境影響評価法(平成9年法律第81号)の対象事業のほか、本県の自然的社会的状況を考慮し、旧愛知県環境影響評価要綱の対象事業であった下水道終末処理場の設置の事業や、当時、大規模な事業計画があった土石採取事業などを加えた19の事業を対象としている。

今日、条例が施行されてから7年を経過したが、この間、県では、環境影響評価法対象事業5件、条例対象事業6件について審査・指導が行われている。

* 条例対象事業

道路、ダムの新築その他河川工事、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、下水道終末処理場、工場・事業場等の建設、埋立て・干拓、土地区画整理事業、新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地の造成、農用地の造成、レクリエーション用地の造成、工業団地の造成、住宅団地の造成、土石の採取、複合開発事業

2 対象事業の追加

現行の条例では、「土石採取事業」は対象となっているが、「土石採取事業」と環境影響に関して類似の開発事業である「鉱物掘採事業」については、条例の対象事業とはなっていない。

しかしながら、県内では最近大規模な「鉱物採取事業」の計画が明らかになったこともあり、自然環境の保全に対する懸念も惹起されている。また、「鉱物掘採事業」については、全国では約4割の都道府県が既に環境影響評価条例の対象としている。

こうしたことから、「鉱物掘採事業」の追加の必要性について以下 のとおり整理した。

なお、条例の対象となっていない他の開発事業については、土地 改変の規模や環境影響の程度、県内における事業の実施状況や動向 などから、当面、条例の対象事業に追加する状況にはないと考えら れる。

* 土石の採取の事業(条例等での規定)

事業の種類:土石の採取の事業

規模:採取に係る区域の面積が75へクタール以上()

規模については、愛知県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛知県規則第74号。以下「規則」という。)で規定されている。

(1)鉱物掘採事業の特性

「鉱物掘採事業」は、資源として有用な鉱物を掘採し、必要に応じて選鉱、製錬を行い、工業用の原料を生産する事業である。 掘採事業地には、鉱物を掘採する場所のほか、選鉱場、製錬場、 尾鉱(廃土)置場、製品仮置場、廃水処理場などの関連施設も併 設される場合が見られる。

鉱業法第3条では、41種の鉱種が適用鉱物として規定されているが、現在、県内で鉱業権が設定されている鉱物のほとんどがけい石(珪砂)又は耐火粘土である。

* 鉱業法の適用鉱物

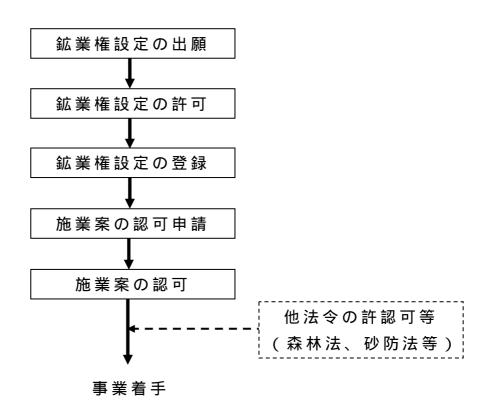
金鉱、銀鉱、銅鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、フラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、スマルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、スマルト、石線、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土(ゼーゲルコーン番号31以上の耐火度を有するものに限る。)及び砂鉱(砂金、砂鉄、砂すずその他ちゅう積鉱床をなす金属鉱をいう。)

(2)鉱物掘採事業に関係する法令

鉱業法の適用を受ける鉱物を掘採し、取得するためには、国に鉱業権設定の出願を行い、許可を得るとともに、事業着手に当たっては、事業実施の基本計画に相当する施業案を作成し、国の認可を取得する必要がある。また、地域によっては森林法や砂防法など他法令の許認可等が必要である。

一方、環境影響評価制度では、事業において適切な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価の結果を事業実施の前提となる中核的な個別法の許認可に反映させることを求めているが、「鉱物掘採事業」における中核的な許認可については、鉱業法に基づく施業案の認可が該当する。

鉱業法に基づく手続の流れ



(3)鉱物掘採事業による環境影響

「鉱物掘採事業」による環境への影響としては、掘採用機械の稼働や製品運搬用車両の運行等による大気環境への影響、汚水の排出による水環境への影響、掘採や廃土置場の設置に伴う地形改変等による自然環境への影響などがあり、「土石採取事業」と同程度の環境影響を生ずることが想定される。

車 地 影響要因の区分 械 両 水 形 等 改 ത ഗ の 運 排 変 出 等 稼 行 環境要素の区分 環境の自然的構成 大気環境(大気質、騒音、振動) 要素の良好な状態 水環境(水質、地下水) の保持 動物 生物の多様性の確 保及び自然環境の 植物 体系的保全 生態系 景 観 人と自然との豊か な触れ合いの確保 人と自然との触れ合い活動の場

鉱物掘採事業の実施により想定される環境影響

(4)鉱物掘採事業の追加の必要性

環境影響評価制度の対象とする事業の基本的な考え方は、事業の態様等から規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業であって、かつ、法令上、当該事業の内容の決定に環境影響評価の結果を反映させる方途があるものについて、当該方途を活用して環境影響評価の結果を反映させ、その実施における環境の保全上の配慮が確保されるようにするというものである。

「鉱物掘採事業」は、条例の対象である「土石採取事業」と開発事業の態様や環境影響の内容・程度等が類似しており、今後も 県内において事業の実施が想定される。また、鉱業法に基づく許 認可において、環境影響評価の結果を反映させる方途がある。

こうしたことから、「鉱物掘採事業」を条例の対象事業に追加することが適当である。

3 対象事業の規模

条例の対象事業の規模要件については、事業ごとに環境影響評価手続の実施を必要とするかどうかを判断することになる環境影響評価法の第二種事業の下限を参考にしつつ、地域特性や環境の状況等を勘案して規則で定められている。この間、条例が円滑に施行されてきている状況などをみれば、現行の考え方を見直す必要性は薄いものと思われる。

こうしたことを踏まえ、「鉱物掘採事業」の規模の考え方について、 以下のとおり整理した。

(1)規模の考え方

ア 事業実施区域

規則では面開発事業の対象事業の規模について、土地区画整理事業では「施行区域」、土石採取事業では「採取に係る区域」などと、対象事業が実施されることになる全体の区域である「事業実施区域」の面積をもって規定しており、具体的には75ha以上としている。

面開発事業である「鉱物掘採事業」の環境負荷についても、「事業実施区域」によるものと考えることが適当であるため、規模要件については、既に対象事業となっている面開発事業との整合性を踏まえて設定することが必要である。

イ 土地改変区域

「鉱物掘採事業」においては、鉱物を掘採する区域(掘採区域)だけでなく、その周辺において選鉱場、製錬場、尾鉱(廃土)置場、製品仮置場、汚水処理場などを設置するための土地改変が一体的に行われる。

また、「鉱物掘採事業」は森林地域など特に自然環境の保全についての配慮が求められる地域で実施されることが多い。「鉱物掘採事業」における土地改変は、とりわけ自然環境の保全に対して直接的な影響を及ぼす行為であり、主要な環境影響要因である。

この点を踏まえ、環境影響の観点からは「事業実施区域」に加えて土地の区画又は形質の変更を伴う区域(以下「土地改変区域」という。)についても着目することが必要である。

現行の条例において「土地改変区域」にも着目して規模要件を 定めている例としては、自然公園区域内の公園事業やゴルフ場開 発などの事業があり、具体的には、事業実施区域 75ha 以上で、 37.5ha以上の土地改変を伴う場合を規模要件としている。()

すなわち、37.5ha以上の土地改変を環境影響評価の手続を実施する必要のある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある行為として捉えている。「鉱物掘採事業」の規模要件を設定する際には、この点に留意する必要がある。

規則では「造成に係る土地の面積が75ha以上であるもの(当該土地の区域のうち、土地の区画又は形質の変更を伴わない区域を除いた区域の面積が37.5ha未満であるものを除く。)」と定めている。

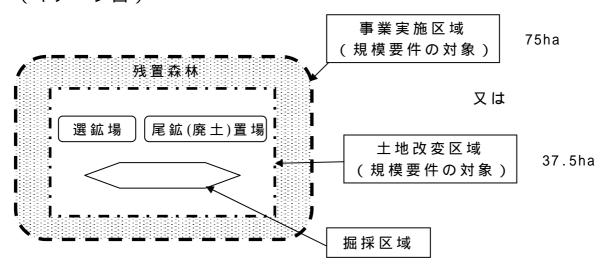
(2)規模の設定

以上のとおり、「鉱物掘採事業」については、「事業実施区域」と「土地改変区域」の二つの観点から対象事業としての規模要件を定めることが必要である。

その場合、環境保全上より合理的に環境影響評価手続を行わせるためには、「事業実施区域」及び「土地改変区域」に係る規模要件のいずれかに該当することをもって、「鉱物掘採事業」の規模要件とすることが適当である。

なお、これに併せ「土石採取事業」の規模要件についても同様 に改めることが適当である。

(イメージ図)



4 その他

「鉱物掘採事業」では、事業に着手した後に「事業実施区域」や「土地改変区域」を拡大して事業を継続することが想定される。こうした事業の変更であって、拡大する区域の面積が対象事業の規模に該当する場合については、条例の対象事業とすることが適当である。

また、環境影響評価制度の趣旨に鑑み、既に個別法の許認可を受けている事業についての経過規定を設けることが適当である。